

令和 7 年 6 月 日

（名称）稲美町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
稲美町では、加古川市、播磨町へアクセスできる幹線交通である路線バスを軸に、町域内に公共交通機関網が広がっている。路線バスについては、公共交通で土山駅及び加古川駅へと向かう唯一の手段として、通勤・通学や車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口の減少と自家用車の普及でバス利用者は減少し、減便などに伴う利用環境の悪化が進んでいる。 また、現在のバス路線は基本的に各集落から駅へと向かうため、日常生活に必要不可欠な役場及び周辺の医療施設、商業施設の多い場所へのアクセスは不十分であり、「あいのりいなみ」が路線バスに接続する支線としての役割を担うことで町内の公共交通ネットワークを構築している。 このため、地域公共交通確保維持事業により、土山駅～上新田北口線、土山駅～母里線及び加古川駅～上新田北口線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
町内路線バス利用者を 440,000 人以上とする。
(2) 事業の効果
町内の各路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域内フィーダー系統と連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者） ・通過型路線バス時刻表、バス停別時刻表（ポケット時刻表）の作成・町内全戸配布（稲美町） ・沿線の幼稚園・保育園・小中学校にモビリティマネジメントを行う。（稲美町、事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土山駅～母里線、土山駅～上新田北口線、加古川駅～上新田北口線について、その運行に係る費用に対し、稲美町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する稲美町のキロ程の割合に応じて負担することとしている。 表 2 を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表 4 を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
法定耐用年数 5 年を長期間上回って使用しているバス車両は、機能劣化が進行し、旅客運送における安全性の確保や燃費性能の低下が懸念される。 このため、主に当該幹線系統を運行する事業者の車両更新を支援することにより、輸送の安全確保を図るとともに、地球環境にやさしいバス輸送を推進する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
土山駅～上新田北口線のバス利用者を 240,000 人以上とする。 土山駅～母里線のバス利用者を 140,000 人以上とする。
(2) 事業の効果
車両を計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるとともに、子どもから高齢者、障害のある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する土山駅～母里線、土山駅～上新田北口線の車両の取得について、購入費用総額 26,070 千円のうち、稲美町から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000 千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。

表 6 を添付。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 7 年 3 月 1 1 日（令和 6 年度第 2 回）
令和 7 年度事業計画（案）
令和 7 年度収支予算（案）
- ・ 令和 7 年 6 月 2 0 日（令和 7 年度第 1 回）
令和 6 年度事業報告
令和 6 年度決算報告、会計監査報告
地域間幹線系統補助の申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ バスの利用者の声を踏まえ、ダイヤ改正を実施するなど利用者の意見を運行計画の見直し等に反映している。
- ・ 稲美町地域公共交通活性化協議会にて、委員から各組織や町民等に対し利用してもらえるよう働きかけを依頼。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1

（所 属）経営政策部企画課

（氏 名）蓬萊 敦司

（電 話）079-492-9130

（e-mail）kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

※令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (稲美町)	神姫バス株式会社	(1) 加古川駅～水足～上新田北口(9)	1,392.5	
		(2) 土山駅～川北口～母里(10)	5,123.5	
		(3) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	3,957.5	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			10,474	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業						R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円	
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円	
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km					経常収支率	89.27 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	9,255,518千円	営業外収益	20,993千円	経常収益(イ)	9,276,469千円	
	営業費用	10,899,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km					経常収支率	86.62 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R4
	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ)	8,538,706千円	
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ)	10,379,262千円	
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,751,397.0 km					経常収支率	82.26 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ÷b=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ÷b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ÷c
北近畿	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭
京阪神	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	459円.44銭	426円.56銭	426円.56銭	32円.88銭	434円.34銭
京阪神	459円.44銭	558円.96銭	459円.44銭		434円.34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の前年度	3 / 3	28.61%
		基準期間の前年度	／ 3	
		基準期間の前年度	／ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 指 定	運行 系統名	運行系統			計画 運行 日数	計画 運行 回数 ()	計画平均 乗車密度	計画輸 送量	①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率
				起点	主な 経由地	終点						チ	オ	オ÷チ=ウ					
								①=カッコ内	②	③					リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(1)+ヌ+ ル))÷チ=ニヤ
北 近 畿	9		加古川駅～水足 ～上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	365日	3,666.0回 (10.0回)	3.3	33.0人		往9.5km 復9.3km	(平均) 9.4km		(平均)		(平均)		%
			加古川市									往9.5km 復9.3km	9.4km			往6.1km 復6.1km	6.1km		%
			稲美町									往9.5km 復9.3km	9.4km			往3.3km 復3.3km	3.3km		%
	10		土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,887.5回 (16.1回)	4.5	72.4人		往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km	(平均)	往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)	%
			加古川市									往7.7km 復7.7km	7.7km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%
			稲美町									往7.7km 復7.7km	7.7km			往6.5km 復6.5km	6.5km		%
			播磨町									往7.7km 復7.7km	7.7km			往0.2km 復0.2km	0.2km		%
	11		上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,577.5回 (20.7回)	6.6	136.6人		往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km	(平均)	往0.5km 復0.5km	(平均) 0.5km		(平均)	%
			加古川市									往8.4km 復8.4km	8.4km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%
			稲美町									往8.4km 復8.4km	8.4km			往7.2km 復7.2km	7.2km		%
			播磨町									往8.4km 復8.4km	8.4km			往0.2km 復0.2km	0.2km		%
	計		3系統									往25.6km 復25.4km	(平均) 25.5km		往1.0km 復1.0km	(平均) 1.0km		(平均)	%
京 阪 神	(10)		土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,887.5回 (16.1回)	4.5	72.4人		往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km	(平均)	往7.2km 復7.2km	(平均) 7.2km		(平均)	%
			明石市									往7.7km 復7.7km				往0.5km 復0.5km	0.5km		%
	(11)		上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,577.5回 (20.7回)	6.6	136.6人		往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km	(平均)	往7.9km 復7.9km	(平均) 7.9km		(平均)	%
			明石市									往8.4km 復8.4km	8.4km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%
	計		2系統									往16.1km 復16.1km	(平均) 16.1km		往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km		(平均)	%
	合計		5系統									往41.7km 復41.5km	(平均) 41.6km	(平均)	往16.1km 復16.1km	(平均) 16.1km		(平均)	%

神姫バス株式会社

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置 (チー(1)+ス) ÷チ=ザ	計画乗車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額 カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象系統の 経常収益の見 込 額 ノ×ワ以上の額 コ	
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合		3か年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間における 乗車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×eコ÷(1+e)× フ=ヒ	経常収益控除額 ケとgのいずれか少 ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4. の 適用後のキロ当 たり経常収益 ノ'×ワ=ジ	(d+e+f)/3=ノ	経常収益 ヤ'	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'×マ'=ド	経常収益 ヤ'	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'×マ'=セ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象系統の 乗車走行キロ当 たり経常収益 ヤ×マ'=イ		
北 近 畿	9		100.000%	68,889.0km	29,385,291円	184円.59銭	52円.10銭	32円.88銭	184円.59銭	217円.47銭	12,612,023円	61,565.2 km	204円.85銭	13,111,396円	61,452.6 km	213円.35銭	16,441,033円	70,196.9 km	234円.21銭	12,716,220円
	10		93.506%	90,667.5km	38,675,128円	272円.60銭	74円.89銭	32円.88銭	272円.60銭	305円.48銭	25,804,736円	92,346.1 km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3 km	300円.34銭	30,834,203円	91,583.8 km	336円.67銭	24,715,960円
	11		94.047%	127,302.0km	54,301,941円	354円.02銭	93円.96銭	32円.88銭	354円.02銭	386円.90銭	42,974,227円	122,110.8 km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8 km	386円.37銭	52,748,356円	124,874.4 km	422円.41銭	45,067,454円
合計				286,858.5km	122,362,360円						81,390,986円	276,022.1km		87,962,722円	275,717.7km		100,023,592円	286,655.1km		82,499,634円
京 阪 神	(10)		6.493%	90,667.5km	41,656,276円	305円.48銭	74円.89銭		305円.48銭	305円.48銭	25,804,736円	92,346.1 km	279円.43銭	27,703,642円	92,238.3 km	300円.34銭	30,834,203円	91,583.8 km	336円.67銭	27,697,107円
	(11)		5.952%	127,302.0km	58,487,630円	386円.90銭	93円.96銭		386円.90銭	386円.90銭	42,974,227円	122,110.8 km	351円.92銭	47,147,682円	122,026.8 km	386円.37銭	52,748,356円	124,874.4 km	422円.41銭	49,253,143円
合計				217,969.5km	100,143,906円						68,778,963円	214,456.9 km		74,851,324円	214,265.1 km		83,582,559円	216,458.2 km		76,950,250円

神姫バス株式会社

補助 ブ ロッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	ワの負担者とその負担割合								
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
北 近 畿	9		16,669,071円	13,223,380円	13,223,380円	13,223,380円	13,223,380円	7,934,028円	7,934 千円	3,967.0千円	18,934,142円	14,967,142円									
	加古川市						8,581,047円		5,148,628円	5,148 千円	2,574.5千円	12,286,932円	9,712,432円	343,267円	3.5%	2,231,233円	23.0%		7,137,932円	73.5%	
	稲美町						4,642,199円		2,785,319円	2,785 千円	1,392.5千円	6,647,019円	5,254,519円	185,666円	3.5%	1,206,834円	23.0%		3,862,019円	73.5%	
	10		13,959,168円	17,403,807円	13,959,168円	13,052,659円	13,052,659円	11,350,138円	11,350 千円	5,675.0千円	16,940,316円	11,265,316円									
	加古川市						906,368円		788,146円	788 千円	394.0千円	1,099,934円	705,934円	52,533円	7.4%	341,467円	48.4%		311,934円	44.2%	
	稲美町						11,783,631円		10,246,635円	10,246 千円	5,123.5千円	14,300,167円	9,176,667円	683,133円	7.4%	4,440,367円	48.4%		4,053,167円	44.2%	
	播磨町						362,519円		315,233円	315 千円	157.5千円	439,940円	282,440円	21,000円	7.4%	136,500円	48.3%		124,940円	44.3%	
	11		9,234,487円	24,435,873円	9,234,487円	8,684,757円	8,684,757円	8,684 千円	8,684 千円	4,342.0千円	13,420,176円	9,078,176円									
	加古川市						549,636円			549 千円	274.5千円	798,768円	524,268円	36,600円	7.0%	237,900円	45.4%		249,768円	47.6%	
	稲美町						7,915,248円			7,915 千円	3,957.5千円	11,502,969円	7,545,469円	527,667円	7.0%	3,429,833円	45.5%		3,587,969円	47.5%	
	播磨町						219,780円			219 千円	110.0千円	319,400円	209,400円	14,666円	7.0%	95,334円	45.5%		99,400円	47.5%	
計			39,862,726円	55,063,060円	36,417,035円	34,960,428円	34,960,796円	19,283,961円	27,965 千円	13,984.0千円	47,395,129円	33,411,129円	1,864,532円	5.6%	12,119,468円	36.3%		19,427,129円	58.1%		
京 阪 神	(10)		13,959,169円	18,745,324円	13,959,169円	906,368円	906,368円	788,146円	788 千円	394.0千円	13,959,169円	13,565,169円									
	明石市						906,368円		788,146円	788 千円	394.0千円	906,368円	512,368円	52,534円	10.3%	341,466円	66.6%		118,368円	23.1%	
	(11)		9,234,487円	26,319,433円	9,234,487円	549,636円	549,636円		549 千円	274.5千円	9,234,487円	8,959,987円									
	明石市						549,636円			549 千円	274.5千円	549,636円	275,136円	36,600円	13.3%	237,900円	86.5%		636円	0.2%	
計			23,193,656円	45,064,757円	23,193,656円	1,456,004円	1,456,004円	788,146円	1,337 千円	668.5千円	1,456,004円	787,504円	89,134円	11.3%	579,366円	73.6%		119,004円	15.1%		
合計			63,056,382円	100,127,817円	59,610,691円	36,416,432円	36,416,800円	20,072,107円	29,302 千円	14,652千円	48,851,133円	34,198,633円	1,953,666円	5.7%	12,698,834円	37.1%		19,546,133円	57.2%		

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]

表6 車両の取得計画の概要

[illegible]

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和８年度）

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終 点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計 画	記載要領	
加古川市 稲美町	神姫 9	加古川駅～ 水足～ 上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②近接路線の再編・統合による需要の集約 ③接続するコミュニティバスとの自社ICカード（NicoPa）による乗車券共通化による需要喚起の継続 ④加古川市との運賃施策（市内上限運賃制度）の周知による利用促進 ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。加古川駅に設置するデジタルサイネージに時刻表データを提供 ⑥稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率１％以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③加古川市・神姫バス株式会社 ④加古川市・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・加古川市・神姫バス株式会社 ⑥稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
播磨町 明石市 加古川市 稲美町	神姫 1 0	土山駅～川 北口～母里	土山駅	川北口	母里	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかし i ビジョン」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、対前年で収支改善率１％以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ③稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
稲美町 加古川市 明石市 播磨町	神姫 1 1	上新田北口 ～天満小学 校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかし i ビジョン」において時刻表データを提供 ⑤稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率１％以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

〔記載要領〕

- この書類は、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。）の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
- 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
- 計画欄には、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
- 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。